

改正

平成28年3月25日条例第5号

令和7年6月26日条例第25号

韮崎市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

(趣旨)

第1条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、この条例の定めるところによる。

(普通財産の交換)

第2条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価格の差額がその高価なものの価額の4分の1をこえるときは、この限りでない。

(1) 本市において、公用又は公共用に供するため他人の所有する財産を必要とするとき。

(2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用又は公共用に供するため、本市の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に譲渡するとき。

(2) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に譲渡するとき。

(3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に関わるものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

- (4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他包括承継人に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。
- (3) 公用又は公共用に供する公有財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、本市における移住及び定住の促進、産業の振興、雇用の機会の創出、社会福祉の増進、芸術文化の振興その他地域の活性化に資するものとして市長が特に必要と認める事業（以下この号において「地域活性化事業」という。）の用に供するため、当該地域活性化事業を行うものに貸し付けるとき。

(物品の交換)

第5条 物品にかかる経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を本市以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 公益上の必要に基づき、本市以外の者に物品を譲渡するとき。
- (2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他包括承継人に譲渡することを寄附の条件として定めたものをその条件に従い譲渡するとき。

(物品の無償貸付又は減額貸付)

第7条 物品は、公益上必要があるときは、本市以外の者に無償又は時価よりも低い価額で貸し付

けることができる。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 財産及び営造物条例（昭和29年11月蕪崎市条例第27号）は、この条例の施行の日から廃止する。
ただし、この条例の施行前、すでに貸付け契約の締結されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月25日条例第5号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月26日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。